

船体外板への不要な生物の付着を抑制又は防止するためのシステム （「防汚システム」）に関する事項

制定規則等

船体防汚システム規則及び同検査要領
（日本籍船舶用）

制定事項

船体外板への不要な生物の付着を抑制又は防止するためのシステム（以下、「防汚システム」という。）に関する事項

制定理由

2001 年 10 月に採択された「船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」が、2007 年 9 月 17 日付けでパナマ共和国が同条約を批准し、同条約の発効要件を満たしたことから、2008 年 9 月 17 日に発効することとなった。

一方国内では、国土交通省が 2003 年 7 月 10 日付けで船舶安全法施行規則等の一部改正を行い、内航船も含めて同条約の要件に適合することとするとともに、本会に上記に関する検査及び条約証書発給に関する権限を付与することとしている。

今般、上記条約中の船舶に対する要件及び決議 MEPC.102(48)として採択された同条約に基づく検査及び証書発給に関する指針に基づき、新規の設備規則として「船体防汚システム規則」を制定した。

制定内容

- (1) 防汚システムに関する要件を規定し、同要件への適合が確認された場合に設備符号「AFS」又は「AFS・C」を付与することを規定した。
- (2) 上記要件への適合を確認するための検査方法を規定した。